

令和4年5月31日

第 23 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和4年5月31日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第23回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	3番	片山裕
〃	4番	野呂栄二
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆
〃	16番	細山正己

3. 本日、この会議を欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	2番	中岡博晃
------	----	------

4. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 長	濱川龍一
	庶務係 主任	小島祐子
	農地係 主事	篠原司

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

報告第1号 令和3年度農地法関係実態調査について

議案第1号 現況証明願いについて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について

(開会宣言の時刻午後1時30分)

議長 定刻になりましたので、ただ今から第23回余市町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は、15名であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。

なお、本日、2番中岡委員は所用のため欠席する旨届出がありましたことをご報告いたします。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は報告1件、議案4件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一同 議長指名

議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

7番・川合委員、15番・坂本委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

報告第1号 令和3年度農地法関係実態調査についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 ただ今、上程されました、報告第1号につきまして朗読説明させていただきます。

報告第1号、令和3年度農地法関係実態調査について。

1) 現況証明関係、2) 農地法第3条関係、3) 農地法第4条・第5条関係。

このことについて、下記のとおり令和3年度の農地移動各関係について報告する。

令和4年5月31日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

1) 現況証明関係。公簿畑、現況農地採草放牧地以外が件数3件、面積5,917.69㎡となっております。

4ページをお開き願います。

2) 農地法第3条関係(月別)。譲渡人(貸主)の申請種別では、労働力不足が3件、24,758㎡。相手方要望が1件、725㎡。賃貸借が5件、103,433㎡。離農が5件、56,405㎡。贈与が2件、62,560㎡。使用貸借が3件、61,713㎡。合計19件、309,594㎡となっております。譲受人(借主)の申請種別では、経営拡大が6件、22,217㎡。新規営農が3件、59,671㎡。賃貸借が5件、103,433㎡。贈与が2件、62,560㎡。使用貸借が3件、61,713㎡。合計19件、309,59

4㎡となっております。

5ページをお開き願います。

こちらは農地法第3条関係を面積別にまとめたものでございます。

6ページをお開き願います。

3)農地法第4条・第5条関係。農地転用理由で農家用住宅が2件、832㎡。農機具庫が1件、199㎡。駐車場が1件、542㎡。埋蔵文化財試掘調査が5件、35,672㎡。地質調査が2件、660㎡。合計11件、37,905㎡となっております。

7ページをお開き願います。

こちらは農業委員会許可一覧表でございます。令和3年度のみ報告します。農地法第3条関係は19件、30.96ha。農地法第4条・第5条関係は11件、3.79ha。現況証明関係は3件、0.59ha。合計33件、35.34haとなっております。

次に、農業経営基盤強化促進事業関係(所有権移転)は17件、35.82ha、利用権設定はありませんでした。合計17件、35.82haとなっております。

以上、令和3年度農地法関係実態調査についての報告でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質問等がございましたら承ります。
ございませんか。何もないようでしたら、ご異議がないということでしょうか。

一同 異議なし

議長 ご異議がないようですので、報告第1号につきましては、報告のとおり承認いたします。
次に、議案第1号 現況証明願いについてを議題に供します。
番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第1号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第1号、現況証明願いについて。

このことについて、下記の者から現況証明願いがあったので実情検討の上、証明の可否について審議採決願いたい。

令和4年5月31日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、■■■■■■丁目■■番■■号、■■■■■■、土地の表示、■■町■■丁目■■番■■、地目、公簿畑、現況農地採草放牧地以外、面積■■■㎡、調査年月日につきましては、令和4年5月24日。調査委員につきましては、村井委員、村尾委員、土居委員の3名で調査

を行ってございます。調査委員の所見につきましては、現況申請可相当でございませう。

9 ページをお開き願います。

申請地につきましては、町道■■■■■線の沿線の色塗り部分の土地でございませう。補足説明といたしまして、申請番号1番については、平成6年1月28日付けで農地法第5条転用許可済みであり、現在は住宅地として利用されております。今回の申請であります、現況証明後に地目変更登記をするものでございませう。

以上1件の申請でございませう。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　ただ今の説明に関連して、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 番 　申請番号1番の現況証明願ひについて、5月24日、事務局を含め、村尾委員、土居委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

調査の結果、本案件は平成6年に農地法第5条転用許可済みであり、現在は住宅地として利用されているため、地目変更登記を行うために現況証明に係る申請があったものです。

以上の調査状況から本申請地に農地性は無く、農地採草放牧地以外であり現況申請可相当との意見で一致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

議 長 　事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

議案第1号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 　異議なし

議 長 　ご異議がないようですので、議案第1号につきましては、申請のとおり可と決定いたします。

(■番 ■■委員、■番 ■■委員 退室)

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 　ただ今、上程されました、議案第2号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和4年5月31日提出、余市町農業委員会会長 細山 正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、譲渡人、■■町■■町■■番地、■■■、譲受人、■■■■■■■■■■■■■■■■■■丁目■■番■■号、■■■。

申請農地、■■町■■■■番■、地目、公簿現況ともに畑、面積■■■■■ m^2 。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和4年5月23日、片山委員、川合委員、坂本委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、経営規模縮小のため所有農地の一部を譲り渡すもの、譲受人、新規就農するため農地を譲り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、13ページに記載しております。

続きまして、申請番号2番、申請人住所氏名、譲渡人、■■町■■町■■番地、■■■、譲受人、■■■■■■■■■■■■■■■■■■条■■丁目■■番■■号、■■■。

申請農地、■■町■■■■番■、地目、公簿現況ともに畑、外■筆、計■筆で合計面積■■■■■■ m^2 。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和4年5月23日、片山委員、川合委員、坂本委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、経営規模縮小のため所有農地の一部を譲り渡すもの、譲受人、新規就農するため農地を譲り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、14ページに記載しております。

11ページをお開き願います。

続きまして、申請番号3番、申請人住所氏名、譲渡人、■■町■■町■■番地、■■■■■■、譲受人、■■町■■町■■■■番地■、株式会社■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■■。

申請農地、■町■■■■番■、地目、公簿現況ともに畑、面積■■■■■ m^2 。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和4年5月23日、片山委員、川合委員、坂本委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条

第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、離農するため所有農地を譲り渡すもの、譲受人、経営規模拡大のため農地を譲り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、15ページに記載しております。

続きまして、申請番号4番、申請人住所氏名、貸主、■■町■■町■■■■番地、■■■■、借主、■■町■■町■■丁目■■番地、株式会社■■■■代表取締役 ■■■■。

申請農地、■■町■■■■番■■、地目、公簿現況ともに畑、面積■■■■■ m^2 。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和4年5月23日、片山委員、川合委員、坂本委員の3名で調査を行っております。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、貸主、経営規模縮小のため所有農地の一部を貸し付けるもの、借主、経営規模拡大のため農地を借り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、16ページに記載しております。

続きまして、申請番号5番、申請人住所氏名、貸主、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■丁目■■番■■■■■■■■号、■■■■、借主、■■町■■町■■丁目■■番地、株式会社■■■■代表取締役 ■■■■。

申請農地、■■町■■■■番■■、地目、公簿現況ともに畑、面積■■■■■ m^2 。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和4年5月23日、片山委員、川合委員、坂本委員の3名で調査を行っております。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、貸主、相続した所有農地を貸し付けるもの、借主、経営規模拡大のため農地を借り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、17ページに記載しております。

12ページをお開き願います。

続きまして、申請番号6番、申請人住所氏名、譲渡人、■■町■■町■■■■番地、■■■■、譲受人、■■町■■町■■■■番地■■、■■■■。

申請農地、■■町■■■■番■■、地目、公簿現況ともに畑、外■■筆、計■■筆で合計面積■■■■■■.■■ m^2 。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和4年5月23日、中岡委員、石岡委員、金子委員の3名で調査を行っております。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、後継者へ経営移譲するため所有農地の一部を譲り渡すもの、譲受人、上記受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、18ページに記載しております。

続きまして、申請番号7番、申請人住所氏名、譲渡人、■■町■■町■丁目■■番地、■■■■、譲受人、■■町■■町■■番地■、■■■■。

申請農地、■■町■■■■番、地目、公簿現況ともに畑、外■筆、計■筆で合計面積■■■■■m²。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和4年5月23日、中岡委員、石岡委員、金子委員の3名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第3条第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、相続した所有農地を譲り渡すもの、譲受人、新規就農するため農地を譲り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、19ページに記載しております。

以上7件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、申請番号1番から5番までにつきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番 申請番号1番から5番までの農地法第3条の規定による許可申請について、5月23日、事務局を含め、川合委員、坂本委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、経営規模を縮小する譲渡人と、新規就農する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。

申請番号2番についても、経営規模を縮小する譲渡人と、新規就農する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。

申請番号3番については、離農する譲渡人と、経営規模を拡大する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。

申請番号4番については、経営規模を縮小する貸主が、経営規模を拡大する借主に所有農地を一部賃貸借するものです。

申請番号5番については、農地を相続した貸主が、経営規模を拡大する借主に所有農地を賃貸借するものです。

調査の結果、申請番号1番から5番までについては、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議長 続きまして、申請番号6番、7番につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 4 番 申請番号6番と7番の農地法第3条の規定による許可申請について、5月23日、事務局を含め、中岡委員、石岡委員と私の3名で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号6番については、譲受人に経営移譲するため、所有農地を一部贈与するものです。

そして、申請番号7番については、農地を相続した譲渡人と、新規就農する譲受人の間で売買の合意に至ったものです。

調査の結果、申請番号6番と7番については、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

議 長 事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

申請番号1番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

1 0 番 はい、議長。

議 長 はい、10番。

1 0 番 申請番号1番の件ですけれども、地域農業者の農地を譲り受けるということで、農地取得要件を満たしているかどうかよくわからないのでその辺を聞きたいということ。譲受人が新規就農だと言っているのに農業と書いているのが新規就農になるのかどうかも含めて教えてください。

議 長 農業だった人がまた農業やるのに、新規就農になるのか。新規就農にはならないのではないかとということですか。はい、わかりました。事務局どうですか。

濱川局長 議長、番外。

議 長 はい、番外。

濱川局長 10番・石岡委員のただ今のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の農地取得要件を満たしているのかということでございますけれども、こちらにつきましては、添付させていただいております13ページ、14ページに調査書がございます。そちらの方を見ていただければわかりますように、判断理由、また該当しないということで判断をさせていただいておりますので、取得要件は満たしているということで考えてござい

す。

また、新規就農なのかということでございますけれども、こちらにつきましては、申請者は新規就農するということで申請いただいておりますので、新規就農ということで記載させていただいておりますのでご理解の程よろしくをお願いいたします。

議長 よろしいですか。はい、10番。

10番 職業が農業であっても、新規就農と言っていいのかどうかということですよ。

濱川局長 議長、番外。

議長 はい、事務局お願いします。

濱川局長 10番・石岡委員の再度のご質問でございます。ただ今の新規就農と言っていいのかということでございますけれども、この件に限らず、これまでも他の職業されていて就農される方につきましては、職業を農業ということで記載させていただいておりますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

議長 10番、よろしいですか。

10番 はい。

議長 よろしいということですね。
あと、他にご異議ございませんでしょうか。

5番 はい、議長。

議長 はい、5番。

5番 あの、同じ質問をすることになるんだけど、問題はこういうケースについてね、どういうふうに我々として理解したらいいのかということが話の主題だと思うんですよ。

この人はそれこそ道外に在住しているという観点からいくと、道外の人と町内、あるいは道内の人、それぞれの間にその取扱いについて変わった条件というふうに判断してよろしいのかどうか。道外の方が道外で農業をやっている場合に北海道に来た場合には、新規に就農したというふうな感覚になるべきなのかどうか。それとも、農業は農業だから道外から道内に来ても、それは新規ではないんじゃないかということの解釈をどうすべきかということ

についてが、今、石岡委員の方から出た話の骨子だと思うんですよ。僕はこのケースではなくて、全体的にこういう場合はどういうふうに扱うかということなんですよね。どうですか、そこら辺。

濱川局長 議長、番外。

議長 はい、番外。

濱川局長 5番・村尾委員のただ今のご質問にご答弁申し上げます。

ちょっと説明不足で申し訳なかったんですけども、1番目の譲受人の方につきましては、住所は■■■になってございますけれども、家庭のご事情で今住んでいるところは札幌市になってございます。ということで、こちらの方につきましては、道内、札幌市で通える範囲ということになってございます。また、先程言われましたように、この案件に限らず道外、道内、町内といった3ケース程想定されますけれども、道外の方ですと確実に北海道、余市町に来ていただけるのかというお話を伺いまして、3条申請を受けてご審議いただいた中で申請相当ということになるかと思っております。また、道内ですと札幌圏内であれば日帰りでも十分通えるということもございまして、そういう方でも新規就農ということで取り扱っていただけるということで判断してございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

5番 はい、議長。

議長 はい、5番。

5番 聞いているのは資格でなくて、こういう場合は新規就農という言葉を使っているのかということが話の終点なんですよね。そのところをどう理解すべきかについて説明をいただきたいということです。

濱川局長 議長、番外。

議長 はい、番外。

濱川局長 5番・村尾委員の再度のご質問でございます。こちらの方の記載の関係でございます。新規就農なのに農業なのかということでございますが、先程も言いましたように、これまでも記載につきましては、同様のケースでも農業と記載させていただいておりますけれども、今後いま一度記載の方法につきまして検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

5番 はい、議長。

議 長 はい、5番。

5 番 こういうケースについて、農業会議の方に我々も今まで無批判で通してきたけれども、こういう解釈についての新たな疑問が出たということについて、農業会議等も通じて検討もらえるように事務局の方で精確ご努力をお願い申し上げます。以上です。

濱川局長 はい、番外。

議 長 はい、番外。

濱川局長 5番・村尾委員の再度のご質問でございます。ただ今寄せられましたご意見等につきましては、十分こちらの方で対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

議 長 5番、よろしいでしょうか。

5 番 はい。

議 長 他にご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 それでは、ご異議がないようですので、申請番号1番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号2番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号2番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号3番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号3番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号4番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号4番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号5番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号5番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号6番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号6番については申請のとおり可と決定いたします。

続きまして申請番号7番につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、申請番号7番については申請のとおり可と決定いたします。

(■番 ■■委員、■番 ■■委員 入室)

次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第3号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和4年5月31日提出、余市町農業委員会会長、細山正己。

申請番号1番、申請人住所氏名、■■町■■町■■丁目■■番地■■ ■棟■■■■、■■■■、土地の表示、■■町■■■■番■の内、公簿現況ともに畑、面積■■■■m²、事業内容につきましては、ワイナリー建築のためでございます。

工事計画年月日につきましては、許可後から令和4年8月31日まででございます。

農地法に基づく許可基準につきましては、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のbの規定に該当するでございます。

備考につきましては、都市計画区域外、農用地区域内でございます。

21ページをお開き願います。

申請地につきましては、町道■■■■■■線の沿線の色塗り部分の土地で
ございます。

農地法第4条調査書につきましては、22ページから23ページに記載し
ております。

以上、1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろし
くお願い申し上げます。

議 長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議案第3号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号につきましては、申請のとおり可
と決定いたします。

次に、議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価（案）並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議
題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

濱川局長 ただ今、上程されました議案第4号につきまして、朗読説明させていた
だきます。

議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令
和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について別紙のとおり本会に付議
する。

令和4年5月31日提出、余市町農業委員会会長 細山正己。

25ページをお開き願います。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でござい
ます。

令和4年3月31日現在の農業の概要、農業委員会の現在の体制を記載し
ております。

26ページをお開き願います。

担い手への農地の利用集積・集約化の現状及び課題でございますが、令和
3年4月現在の管内の農地面積は1,420ha、集積面積は1,155ha、
集積率は81.3%でございます。

令和3年度の目標及び実績でございますが、集積目標の1,155haに対しまして、1,155haの実績で、100%の達成状況となっております。

目標の達成に向けた活動の実績でございますが、農業委員又は農協等関係機関等との連携を図り、5月に行われた新規就農活動支援センターの総会を始め、随時、情報を収集し、農地の所有者からの申出に基づく担い手、並びに新規就農者への集約化を随時実施しております。

目標に対する評価といたしましては、3条と基盤強化の売買及び賃貸借合計面積は、54.3haであり、農用地利用集積推進会議及び農地中間管理機構が進める農地売買事業による優良農地の確保が図られました。

活動に対する評価といたしましては、経営主の高齢化に伴い遊休化が懸念された優良農地が、意欲ある担い手に集約化され優良農地の確保が図られました。

27ページをお開き願います。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の現状及び課題でございます。平成30年度は9経営体、取得農地面積は38.4ha、令和元年度は14経営体、取得農地面積は37.1ha、令和2年度は7経営体、取得農地面積は14.2haの状況でございました。

令和3年度の目標及び実績でございますが、3経営体の目標に対しまして、10経営体の実績であり、達成状況は333%となっており、参入目標面積の10haに対しまして、面積23.6haの参入実績であり、236%の達成状況となっております。

続きまして、目標の達成に向けた活動でございますが、活動実績といたしましては新規就農相談を随時対応しております。なお、北海道新規就農フェアはコロナの影響で中止となっております。

目標及び活動に対する評価でございますが、目標に対する評価といたしましては、新規就農相談を随時受付し、関係機関と連携したことにより、目標を達成することができました。

活動に対する評価といたしましては、コロナ禍の中、多くの新規就農相談について対応しています。また、ホームページを見たとの相談者も多く、一定の効果は表れていると評価しています。

28ページをお開き願います。

遊休農地に関する措置に関する評価の現状及び課題でございますが、管内の農地面積、1,424haに対しまして、遊休農地面積4.0haで遊休農地率0.28%でございました。

令和3年度の目標及び実績でございますが、解消目標1.00haに対しまして、解消実績は0haであり、0%の達成状況となっております。

目標の達成に向けた活動でございますが、農地の利用状況調査は調査員数18名、調査時期は8月であり、9月の総会で決定されております。

目標及び活動に対する評価でございますが、目標に対する評価は遊休農地の発生防止は出来なかったが、定期的な調査、農地所有者に対する管理の指導を行い適正に実施されました。

活動に対する評価は、今後も遊休農地の発生防止と解消に努めることとしております。

29ページをお開き願います。

違反転用への適正な対応の現状及び課題でございますが、農地面積1,420haに対しまして、違反転用面積はありませんでした。

活動計画・実績及び評価といたしまして、活動実績であります。8月に各地区における農業委員会委員の現地調査並びに事務局職員による定期的な現地調査の実施を行っております。

活動に対する評価であります。該当事案の発生はありませんでしたが、パトロールを継続しており、事案発生時における地区担当農業委員による現地調査体制を維持するとしております。

30ページをお開き願います。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、農地法第3条に基づく許可事務でございますが、1年間の処理件数19件の内、許可は19件でございました。

農地転用に関する事務でございますが、1年間の処理件数は、11件でございました。

31ページをお開き願います。

農地所有適格法人からの報告への対応でございます。

農地法第6条に規定するものでございますが、管内の農地所有適格法人数は29法人で、26法人から報告書の提出がございました。

未提出の3件につきましては、今後も督促指導等を実施してまいります。

情報の提供等でございますが、調査対象賃貸借件数は5件となっており、令和3年1月から12月までの権利移動分の件数でございます。情報の提供方法といたしましては、町のホームページにおいて情報提供しております。

農地の権利移動等の状況把握につきましては、40件となっておりまして、農地台帳の閲覧により、情報提供をいたしております。

農地台帳の整備につきましては、農地台帳整備面積は、1,821haでございます。

データの更新といたしましては、農地の利用状況調査の結果、相続等の届

出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権の設定等、その他補足調査を踏まえ随時更新しており、農地情報公開システムにより公表しております。

32ページをお開き願います。

地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、特にございませんでした。

事務の実施状況の公表等でございますが、総会の議事録の公表は、町のHPで行っております。

農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、特にございませんでした。

活動計画の点検・評価の公表は、町のHPで行っております。

33ページをお開き願います。

続きまして、令和4年度余市町農業委員会活動計画（案）でございます。

余市町の農業は、明治時代に始まり、令和を迎えた今日まで、恵まれた気候風土と地の利を活かし、先人のたゆまぬ努力により果樹と野菜の食料生産基地として重要な役割を果たしてきました。

昨今は、後志自動車道が余市町まで開通するなど道路網の整備が順調に進む中、一大消費地である札幌市やインバウンドで賑わう倶知安ニセコエリアをターゲットとし、高付加価値な農産物を広域的販売に繋げられるかが重要な課題となっております。

余市町農業委員会は、これまで継続して取り組んできた地域農業発展のための諸施策と今日の課題を踏まえ、農業構造の改善を推進してきましたが、近年は担い手・後継者不足が深刻化しており、更に、新型コロナウイルスの影響により、外国人研修生の受入れも先行きの見えない状況が続き、地域農業の人手不足が加速化され、その解消に向け、早期に働きかけるとともに、新規就農者の受け入れや農地の利用集積の促進など、農地利用の最適化の推進に関して活動目標を設定し、着実な成果を上げていくことが求められております。

このような諸課題を踏まえ、農業委員会系統組織の全国統一理念のもとに、全農業委員が一体となって地域農業及び農業者の利益代表機関である行政委員会として、関係行政庁及び団体と連携協力しながら、本町農業の振興、農業者の経営と生活の安定向上を目指すとともに、農地行政関係業務や農業経営の合理化・効率化に資する業務などに精励し、農業委員一人ひとりが責任を持ってかつ積極的に啓蒙啓発・相談・情報収集活動に取り組み、「地域農業者と共に行動する農業委員会づくり」を基調とした活動に努め、地域農業者

の期待に応えるべく取り組みを推進します。

2、活動計画の重点事項及び取り組みといたしまして7項目挙げております。

1) 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の発生防止・解消

34ページをお開き願います。

2) 農地流動化の促進と利用増進の推進、3) 地域農業振興対策の推進、

4) 担い手の育成・確保対策の推進、5) 農業者年金業務の推進。

35ページをお開き願います。

6) 情報提供の推進、7) 農業委員会組織としての役割、でございます。

36ページをお開き願います。

次に、令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)でございます。

農業委員会の状況として、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要について記載しております。

37ページをお開き願います。

最適化活動の成果目標でございます。

農地の集積の現状及び課題について、管内の農地面積は1,420ha、これまでの集積面積は1,155haとなっており、集積率は81.3%となっております。

課題といたしまして、経営主の高齢化、担い手不足による遊休農地化、農地の分散等が農地の確保・有効利用を図る上での課題となっております。

目標でございますが、今年度の新規集積面積は15ha、今年度末の集積面積は1,165haとしております。

遊休農地の現状は4ha、課題は、経営主の高齢化と担い手不足による遊休農地の発生防止と解消であります。

解消目標面積は、4haのうち1haとしております。

38ページをお開き願います。

新規参入の促進でございますが、令和元年度は14経営体、37.1ha、令和2年度は7経営体、14.2ha、令和3年度は10経営体、23.6haとなっております。

課題といたしましては、担い手の高齢化が進んでいる中、新規就農者を育成・確保し、就農後の定着を図るため、関係機関等と連携を図り、情報収集を行い、意欲ある新規就農者等への確保に努めます。

また、既に就農している新規就農者へのフォローアップを行うこととしております。

最適化活動の活動目標ですが、日数目標は1人当たり月5日としております。

活動強化月間の設定ですが、8月に農地パトロールによる遊休農地の発生・解消等、12月、2月に農地利用の意向確認を目標としております。

新規参入相談会への参加は1回、北海道新規就農フェアへの参加を目標としております。

以上、議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 事務局からの内容説明が終わりましたので、質疑に入ります。何ページにもわたっておりますけれども、議案第4号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

5番 はい、議長。

議長 はい、5番。

5番 参考までに教えてほしいと思いますけれども、31ページで、農地所有適格法人の事業者報告について3法人について未提出であると、それについて、督促、指導したということだけれども、未提出の場合の罰則規定みたいなものはないんですか。

濱川局長 議長、番外。

議長 はい、番外。

濱川局長 5番・村尾委員のご質問でございます。31ページにございます農地所有適格法人の報告の関係でございます。

こちらにつきましては、他の町村のことを言うのも何なんです、私どもの町の他にも出されていない町村もございまして、国といたしましては都道府県を通じまして、提出するよう私どもにも指導があったものでございます。今後そういったことで罰則等も見せた対応を進めるということで、国の方からは指導がなされているところでございますので、私どもといたしましては、現在は3法人でございまして、提出していただけるよう今後も努めていきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

5番 はい、議長。

議 長 はい、5番。

5 番 その際、指導する場合に、罰則が科される可能性がありますよということでの指導を、委員会として為していますか。

濱川局長 議長、番外。

議 長 はい、番外。

濱川局長 5番・村尾委員の再度のご質問でございます。ただ今、指導の際に罰則等の話はしているのかということでございます。正直そこまで踏み込んだ指導はしておりませんが、先程言いましたように、国の方から罰則等も想定した中で対応するよということ指導もありますので、今後につきましては、そういった事も踏まえながら指導させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

5 番 はい、議長。

議 長 はい、5番。

5 番 私がこう申し上げるのは結局、農地所有適格法人の取扱いにおいて、不平等があってはよろしくないということですよ。真面目にやっている人と、不真面目にやっている者がそういう事のないように、委員会としてもきちんと指導していただくようお願いいたします。まあ、説明は承りましたので了解いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。
他に何か、気づいたことなどありませんか。

一 同 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。

以上、本日もご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第23回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後2時24分)

(本会議所要時間 54分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会 長

議事録署名委員 余市町農業委員 7 番

議事録署名委員 余市町農業委員 15 番